第二条中、「職員の休職状況」を「職員の休職、派遣及び休業の状況」に、「法第七十九条、第百八条の六第一項ただし書及び人事院規則一一―四（職員の身分保障）第三条に掲げる事由ごとに、それぞれ職務の級別（任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員及び任期付研究員法第六条第一項又は第二項の俸給表の適用を受ける職員にあつては、適用を受ける俸給表別）の休職者数」を「次の各号に掲げる職員数」に、「七月二十日」を「八月三十一日」に改め、「この場合において、法第七十九条第一号に該当する場合の休職については、更に給与法第二十三条第一項に規定する公務上の負傷又は疾病による休職及び通勤による負傷又は疾病による休職並びに同条第二項に規定する休職及び同条第三項に規定する休職ごとに調査集計するものとする。」を削り、次の各号を加える。

一　法第七十九条の規定により休職にされている職員及び第百八条の六第一項ただし書の許可を受けている職員

二　国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

三　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第八条第二項に規定する交流派遣職員

四　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十一条第一項の規定により派遣されている職員

五　判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第二条第四項の規定により弁護士となつてその職務を行う職員

六　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第一項の規定により派遣されている職員

七　平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第一項の規定により派遣されている職員

八　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条の規定により育児休業をしている職員

九　国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている職員

十　国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている職員

第三条中「七月一日現在における検察官」の下に「（前条各号のいずれかに該当する職員を除く。）」を加え、「七月二十日」を「八月三十一日」に改める。

第四条中「国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員をいう。」を「第二条各号のいずれかに該当する職員を除く。」に、「七月二十日」を「八月三十一日」に改める。

第五条中「七月一日現在における非常勤職員」を「七月一日現在における常時勤務を要しない官職を占める職員」に改め、「短時間勤務の官職を占める職員」の下に「及び第二条各号のいずれかに該当する職員」を加え、「七月二十日」を「八月三十一日」に改める。

第六条中「常勤職員」を「常時勤務を要する官職を占める職員」に、「国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員」を「常勤労務者等」に、「法第八十一条の五第一項の規定により採用された職員」を「法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占める職員」に、「四月二十日」を「四月三十日」に改め、同条第一号中「第二十号及び第二十一号」を「第十九号、第二十号、第二十二号及び第二十三号」に改め、同条第二号中「特別調整額」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第三号中「本府省業務調整手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第四号中「初任給調整手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第五号中「専門スタッフ職調整手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第六号中「扶養手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第七号中「地域手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第八号中「広域異動手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第九号中「研究員調整手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第十二号中「単身赴任手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第十四号中「給与法第十三条の二の特地勤務手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を、「特地勤務手当に準ずる手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第十七号中「期末手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第十八号中「勤勉手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第二十一号中「特定任期付職員業績手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第二十二号中「俸給を含む。」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第二十三号中「支給した俸給」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第二十四号中「任期付研究員業績手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第二十五号中「第一条の寒冷地手当」の下に「（第十九号に掲げるものを除く。）」を加える。

第七条第二項中「採用された職員」の下に「（第二条各号のいずれかに該当する職員を除く。）」を加え、「給与法第八条第一項及び第二項の規定に基づいて級別定数を設定する際に単位となつた部局（財政法第十三条に定める会計により級別定数設定の単位が更に区分されているときは、会計別とする。）ごとに、給与法第八条第一項及び第二項の規定に基づいて級別定数を設定する際に用いた職名別、勤務時間別及び職務の級別（給与法第六条第一項に掲げる指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、職名別及び勤務時間別）」を「勤務時間別」に、「七月二十日」を「八月三十一日」に改める。

第八条中「十日」を「十五日」に改める。

別記様式第一から第七を次のように改める。

（別記）

様式第１－１

常勤職員在職状況統計報告（職務の級別、男女別）

部局名		官署名		平成　年7月1日現在											作成責任者官職氏名
俸給表名	男女別	職務の級（号）											計	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
	計													
	男													
	女													
	計													
	女													
総計														
男計														
女計														